

伊豆の国市発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和措置について

制定	平成24年 5 月22日	決裁
改正	平成28年11月10日	決裁
改正	平成30年 3 月19日	決裁
改正	令和 8 年 3 月11日	決裁

伊豆の国市建設工事約款（平成17年伊豆の国市告示第52号）第10条第4項の規定による現場代理人の工事現場での常駐義務の一部を緩和し、兼務を認める措置について必要な事項を下記のとおり定める。

記

第1 現場代理人の兼務ができる工事

発注者が特に認めた工事を3件まで兼務できるものとし、次の要件全てを満たすことを条件とする。

(1) 建築工事以外の工事

それぞれの工事の請負額（税込）が4千500万円未満の工事

(2) 建築工事の場合

それぞれの工事の請負額（税込）が9千万円未満の工事

(3) 地理的要件

兼務する工事現場間（兼務しようとする工事のうち最も遠い工事現場間）が直線距離で10km以内、かつ、移動時間が概ね20分以内の工事

第2 現場代理人を兼務する場合の手続き

(1) 現在施工中の工事と新規落札工事の兼務を希望する場合

現在施工中の工事の監督員と十分調整のうえ、新規落札工事の契約後、様式第1号による現場代理人の兼務申請書を提出し、承認を得たうえで、代理人の通知を提出すること。

(2) 同時期に落札した二つの新規工事で、兼務を希望する場合

発注機関と十分調整のうえ、新規落札工事の契約後、業務申請を様式第1号による現場代理人の兼務申請書にて行い、承認を得たうえで、代理人の通知を提出すること。

(3) 市発注工事と市以外の機関の発注工事間で現場代理人を兼務しようとする場合において、市の要件をすべて満たす場合であっても、市以外の機関の規定等により兼務が認められない場合があるので留意すること。

第3 現場代理人の兼務を認めない場合

以下のいずれかに該当する場合は、緩和措置を認めない。

(1) 過去2ヵ年度及び本年度に伊豆の国市入札参加停止等措置要綱（平成18年伊豆の国市訓令第14号）に基づく入札参加停止を受けたことがある場合

(2) 過去2ヵ年度及び本年度に完成した市発注工事において、工事成績評点64点以下の工事がある場合

(3) 工事執行当初において、設計変更により1件の工事の請負額（税込）が4千500万円以上（建築工事の場合は9千万円以上）となるような変更があらかじめ予想される場合は、現場代理人の兼務は認めない。

第 4 現場代理人の兼務が認められた場合、以下の事項を遵守し、安全管理等により一層配慮しなければならない。

- (1) 現場代理人は、対象工事のいずれかに常駐しなければならない。
- (2) 現場代理人は、発注者及び工事現場との連絡を確実に行うことができる体制をとらなければならない。

第 5 その他

- (1) 虚偽の申請や施工体制に不備等があった場合、緩和措置を取り消すとともに工事成績に反映させ、契約解除や入札参加停止等の措置をとることがある。
- (2) 建設業法第26条第3項に基づく主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されるものではないことに留意すること。

附 則

この措置は、決裁日から施行する。

附 則

この措置は、決裁日から施行する。

附 則

この措置は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この措置は、令和8年4月1日から施行する。

様式第 1 号（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

現場代理人の兼務申請書

年 月 日

伊豆の国市長 あて

住 所
申請者 名 称
氏 名 ⑩

伊豆の国市発注の下記工事に係る現場代理人について、他の工事の現場代理人との兼務を申請します。

なお、工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に留意します。

現場代理人氏名		連絡先	
工事 1 (伊豆の国市発注 の工事) 請負代金 (税込) 円	工事番号・工事名		
	工 種		
	工 事 箇 所		
	工 期	年 月 日～ 年 月 日	
工事 2 (兼務する工事) 請負代金 (税込) 円	発 注 機 関 名		
	工事番号・工事名		
	工 種		
	工 事 箇 所		
	工 期	年 月 日～ 年 月 日	
	工事 1 からの直線距離	約 km	
	工事 1 からの所要時間	約 分	

工事 3 (兼務する工事) 請負代金 (税込) 円	発 注 機 関 名	
	工 事 番 号 ・ 工 事 名	
	工 種	
	工 事 箇 所	
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	工事 1 からの直線距離	約 km
	工事 1 からの所要時間	約 分
	工事 2 からの直線距離	約 km
	工事 2 からの所要時間	約 分